

各部会等からの報告について

③人材育成検討部会

人材育成検討部会

【人材育成ビジョン策定の経緯と現状】

- ・三重県では、平成 18 年度から令和元年度まで県主催の研修を直営で実施してきました。
- ・国指導者研修を受講した県内の民間事業所の方々に講師になっていただき、研修の企画・運営をしてきました。
- ・その中で、中・長期的な人材育成を考えていくため、平成 21 年度に研修企画運営検討委員会準備会を立ち上げ、平成 22 年度には研修企画運営検討委員会を作り、その後徐々に発展させていきました。
- ・その後、実施すべき研修の増加や計画相談の導入に伴い、三重県として分野、職種を問わず一貫した理念を確立し、核となるスーパーバイザーのような地域で活躍できる人材を育て、地域に浸透させていくことが必要になってきました。また、各地域における人材育成の方向性がバラバラにならないよう指針になる、県として理念を持つことも必要でした。このことから、平成 26 年度、人材育成検討委員会において「人材育成ビジョン」資料 2-3-1-2、資料 2-3-3」を策定し、第 4 期障害福祉計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）において県の重点施策として盛り込むことになりました。
- ・平成 27 年度には人材育成検討委員会を県自立支援協議会の部会として正式に位置づけるとともに、三重県の障がい福祉従事者の人材育成ビジョンについて、部会の中で障害福祉計画の進捗管理とあわせて PDCA サイクルにより、定期的に見直しを行っています。
- ・令和 2 年度からは各研修の実施業務を外部団体へ委託し、受講者に受講料として一部研修経費の負担を求めることで、研修回数の増加や複数地域での開催など受講機会の拡大を推進しています。
- ・令和 3 年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び受講者の利便性も考慮し、動画配信等による講義、Zoom によるオンラインリアルタイムもしくは会場受講による演習等、内容等に合わせてより柔軟な開催方法を選択し、質の向上等を図っています。

【令和 3 年度、4 年度の取組状況及び、今後の予定について】

- ・令和 5 年 3 月現在、63 名が研修ファシリテーター（兼人材育成検討部会の研修企画 WG 委員）として活動しており、障がい当事者の方々も交え、官民協働で、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修、虐待防止研修等の研修を企画運営しています。

→令和 3 年度の開催実績…資料 2-3-4-①

→令和 4 年度の開催実績…資料 2-3-4-②

○相談支援従事者研修等の実施状況

＜相談支援従事者研修(初任、現任、主任)＞

令和元年度に初任者研修と現任研修のカリキュラム改正があり、令和2年度から初任者研修を新カリキュラムで実施しています。現任研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は中止しましたので、令和3年度から新カリキュラムで実施しています。

新カリキュラムの初任者研修、現任研修では、地域での実習(OJT)を取り入れることになり、市町や基幹相談支援センター等地域の相談支援センター、相談部会の方々にご協力いただきながら実施しています。地域での実習が円滑に行えるように、市町職員及び実習講師向けに、令和3年度から実習説明会を実施しています。

主任相談支援専門員養成研修について、令和2年度は開催を中止し、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、5日間のカリキュラムのうち3日目以降を延期し、令和4年度受講者と併せて養成することとしました。令和4年度に15名の主任相談支援専門員を養成し、国の指導者養成研修修了者と併せて、県内で現在20名が主任相談支援専門員として活躍していただいています。三重県における主任相談支援専門員の役割は下記のとおりです。

- (1) 地域(市町・障害保健福祉圏域)協議会など地域の相談支援体制について協議する場へ参画するなど、地域の中核的役割。
- (2) 三重県相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習の受入れや受講生への指導的役割。
- (3) 三重県が実施する相談支援従事者研修等の企画立案への参画及び同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。

＜サービス管理責任者等研修(基礎、実践、更新)＞

令和元年度から新カリキュラムで基礎研修および更新研修を実施しています。また、令和3年度から実践研修を実施しています。来年度は、更新研修が令和6年度から内容拡大するにあたり早期の検討をしていく予定としています。

＜専門コース別研修＞

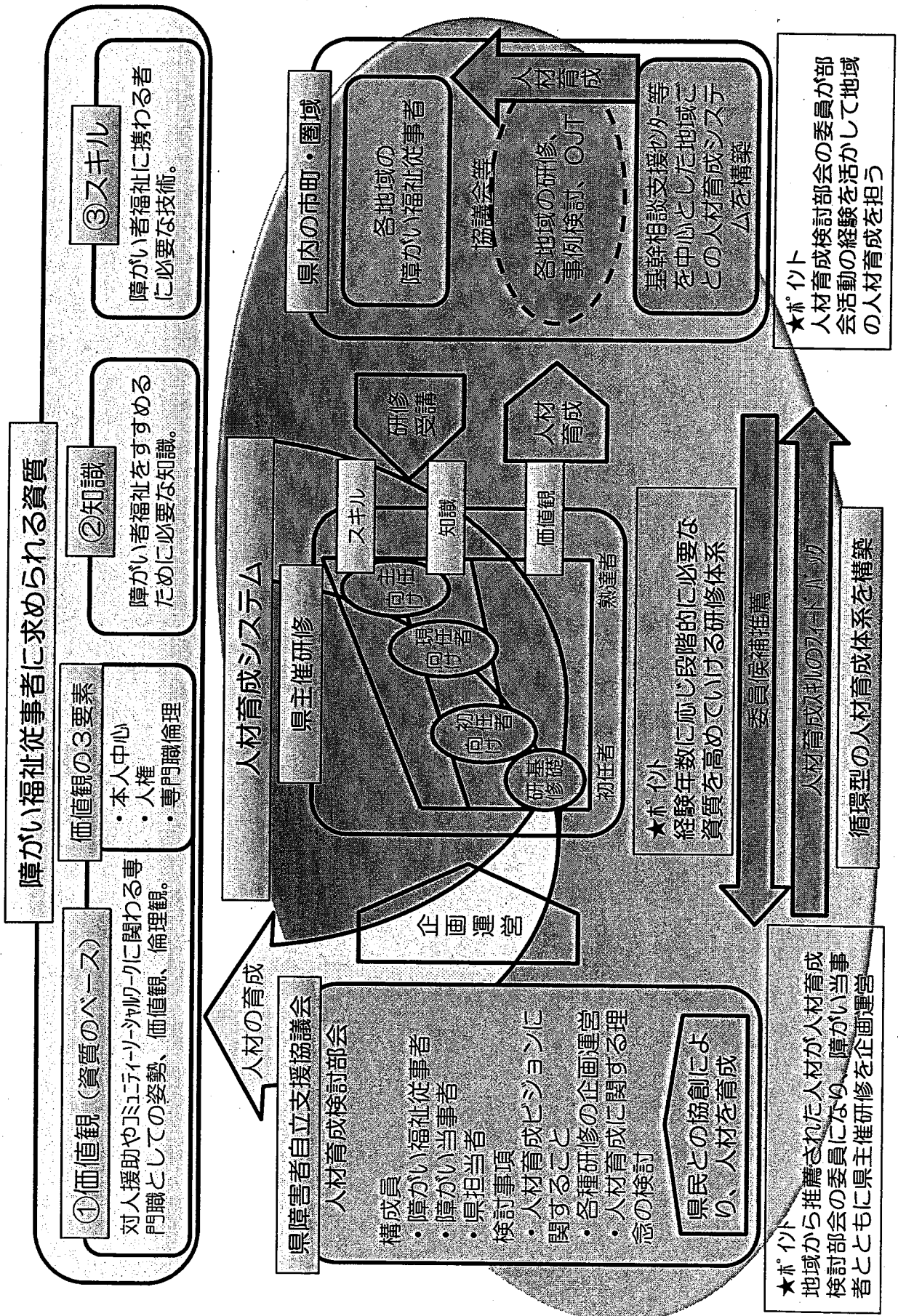
従来、相談支援専門員向けに専門コース別研修が実施されてきましたが、令和元年度のサービス管理責任者等研修の改訂に伴って分野別の研修が統一されたことにより、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者向けにも専門コース別研修が令和3年度から創設されました。令和3年度には「意思決定支援」研修をオンラインで行いました。サービス管理責任者等だけでなく、相談支援専門員等も対象として実施しました。令和4年度には新たに「障害児支援」と「就労支援」、相談支援専門員向けに「介護支援専門員との連携・相互理解」が創設され、今年度は「障害児支援」を実施する予定です。

〈障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修〉

障がいのある人たちが地域で安心して生活するためには、また、そのための地域づくりのためには、身近なところで本人の気持ちに寄り添い、話を聴き、応援してくれる支援員や市町の障がい福祉担当職員が必要です。そこで、本人中心・本人主体の姿勢について考え、本人支援の基本姿勢について学ぶことを目的として、平成 23 年度から当研修を実施しています。令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しましたが、今年度はオンラインにて 3 年ぶりに実施しました。兵庫県立大学の竹端先生に講義いただき、当事者支援プロジェクトにご参画いただいている方、事業所で実際に意思決定支援を行っている支援者の方から自身の体験談を講義いただき、それに対してグループで意見交換を行いました。多くの事業所や市町の担当者の方に参加いただきました。

三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン

資料2-3-2



三重県障がい福祉従事者 人材育成ビジョン (令和3年4月版)

三重県自立支援協議会
人材育成検討部会

<目次>

- 1 はじめに
- 2 障がい福祉従事者に必要な資質とは
- 3 人材育成システムについて
 - (1) 経験年数に応じた段階的な人材育成システム
 - (2) さまざまな研修機会の活用
 - (3) 地域における人材育成の充実
 - (4) 循環的な人材育成
- 4 人材育成ビジョンの目標設定

1 はじめに

・平成18年の障害者自立支援法施行後、指定相談支援事業所における相談支援専門員の位置付けが制度化され、また、障害福祉サービス事業所等ではサービス管理責任者の配置が義務付けられました。これに伴い、相談支援専門員及びサービス管理責任者の育成を都道府県が担うことになり、三重県においても、ケアマネジメント手法による障害者支援技術を獲得するための研修を行うことになりました。

・三重県では、より効果的な人材育成を行うため、官民協働で研修の企画運営を行うために平成22年度に「研修企画運営検討委員会」を立ち上げました。

1 はじめに

・また、この「研修企画運営検討委員会」が元になって、平成24年度にはより長期的な視点で人材育成について協議するために、三重県障害者自立支援協議会の組織として、「人材育成検討委員会（⇒現・人材育成検討部会）」を設置しました。

・「人材育成検討部会」において、長期的な視点で計画的に人材育成を行うにあたっては、研修で伝えるべきポイントや、研修体系を整理した「人材育成ビジョン」が必要であるとの意見がまとまり、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定することになりました。

- この「三重県障がい福祉障がい福祉従事者人材育成
ビジョン」は、三重県の資質を明らかにし
た者(※)に求められ、その資質を整理し
ます。ついで、その研習系を整えたもので
す。

- このビジョンは、三重県自立支援協議会
人材育成検討部会において、評価検討を
行い、定期的にセッションアップしてい
ます。

※ここでいう障がい福祉従事者とは、相談支援専門員やサービス管理責任者をはじめとする障がい福祉関係事業に携わっている支援者等を指しています。

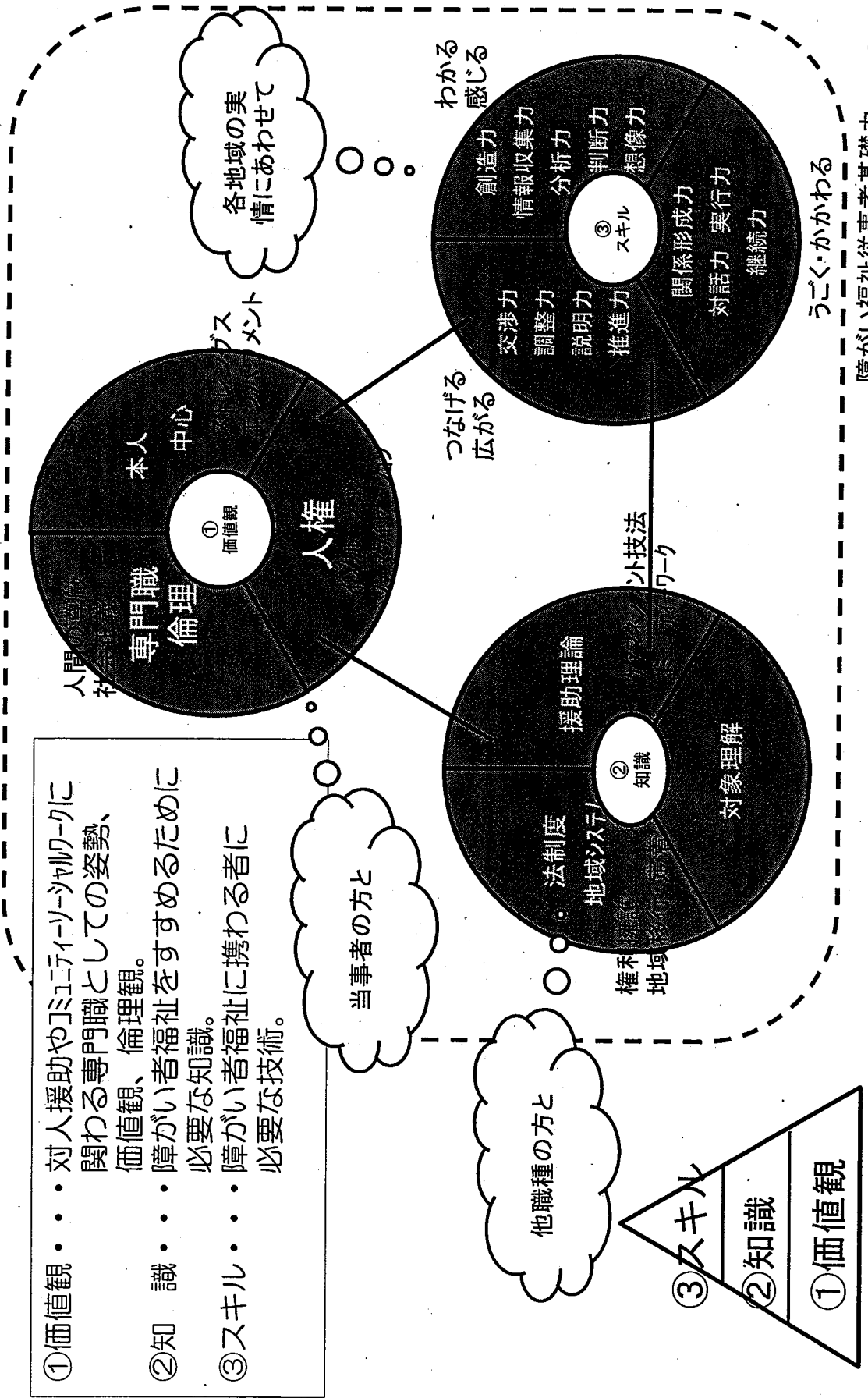
2 障がい福祉従事者に必要 な資質とは

- 三重県では、以下に掲げる資質を備えた人材を養成してまいります。

障がい福祉従事者に求められるものは・・・

障がい福祉従事者に求められる資質を3つの枠組み（要素）に整理しました。

- ① 価値観・・・対人援助やコミュニティワークに関わる専門職としての姿勢、価値観、倫理観。
- ② 知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。
- ③ スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。



- 三重県では、特に土台となる「価値観」、中でも「本人中心」の理念を大切にしておいて人材育成に取り組んでいきます。

- そこで「価値観」についての考え方を以下のように整理しました。

★価値観・・・対人援助やコミュニティソーシャルワーク
に関わる専門職としての姿
勢、価値観、倫理観

◎「価値観」に必要な3つの要素

- 本人中心・・・人生の主人公として、本人自身が
自己決定できるよう支援すること
- 人権・・・ソーシャルワーカーとしての責務
- 専門職倫理・・・障がい福祉従事者としての
倫理

⇒初任者研修から丁寧に押さえる重要な視点

＜「本人中心」を考えるうえで重要な視点＞

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



①エンパワメント

・・・一般状況と比べてパワレス状況にある人が、本人の意向にそって、支援者とともに能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法により、そのパワレス状況を改善していく過程。

②ストレングス

・・・その人が、元来持っている「強さ・力」に着目して、それを引き出し、活用していくこと。

＜「本人中心」を考えるうえで重要な視点＞

本人が、自分の人生を自己決定できるように・・・



③意思決定支援（仮）

すべての人に意思能力があるという前提のもと、周囲の人が本人の年齢にふさわしい情報や意思形成の場面を提供しながら、本人自身が意思を表明し、実行できるよう支援すること。

＜「人権」を考えるうえで必要な視点＞

障がい福祉従事者はソーシャルワーカーとして、障がいのある人たちの権利を守っていく責務があります。



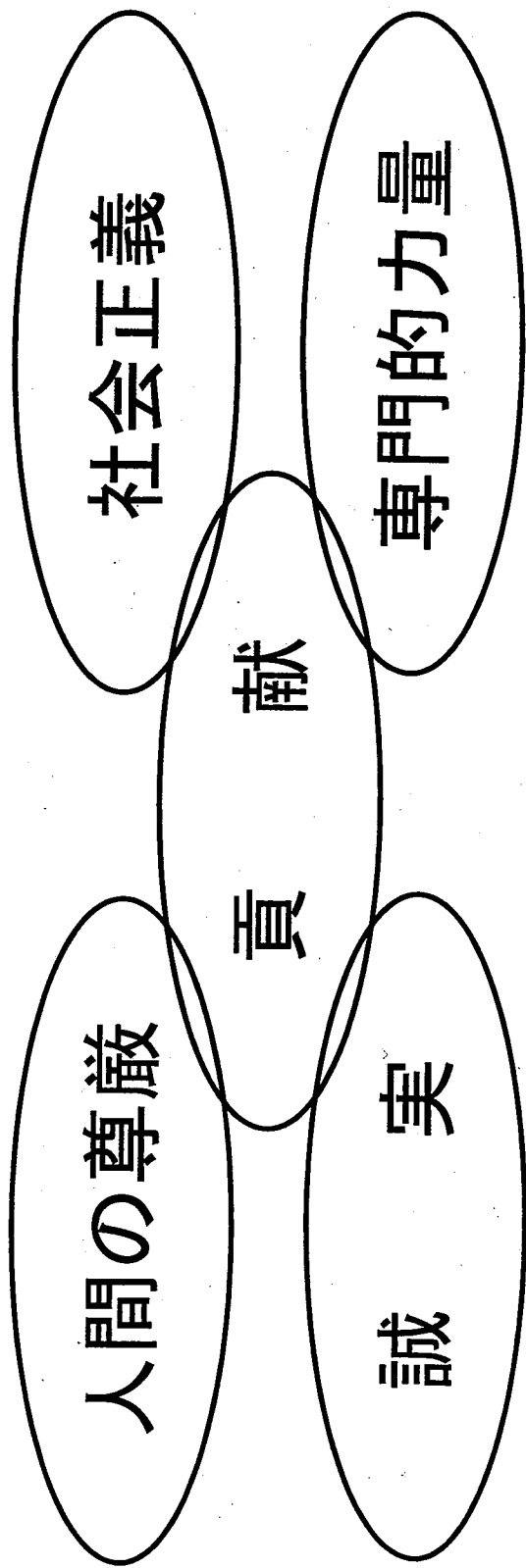
- インクルージョン・・・全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと
- ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きること

<「専門職倫理」とは>

障がい福祉従事者に求められる専門職倫理



- (参考) ソーシャルワーカー倫理綱領
(価値と原則)



・価値観を土台として、知識やスキルについて、段階的に習得できるような研修体系を考えています。

★知識・・・障がい者福祉をすすめるために必要な知識。援助理論や法制度、対象者理解などが必要です。

★スキル・・・障がい者福祉に携わる者に必要な技術。感じる力、うごく力、つなげる力などが必要です。

3 人材育成システムについて

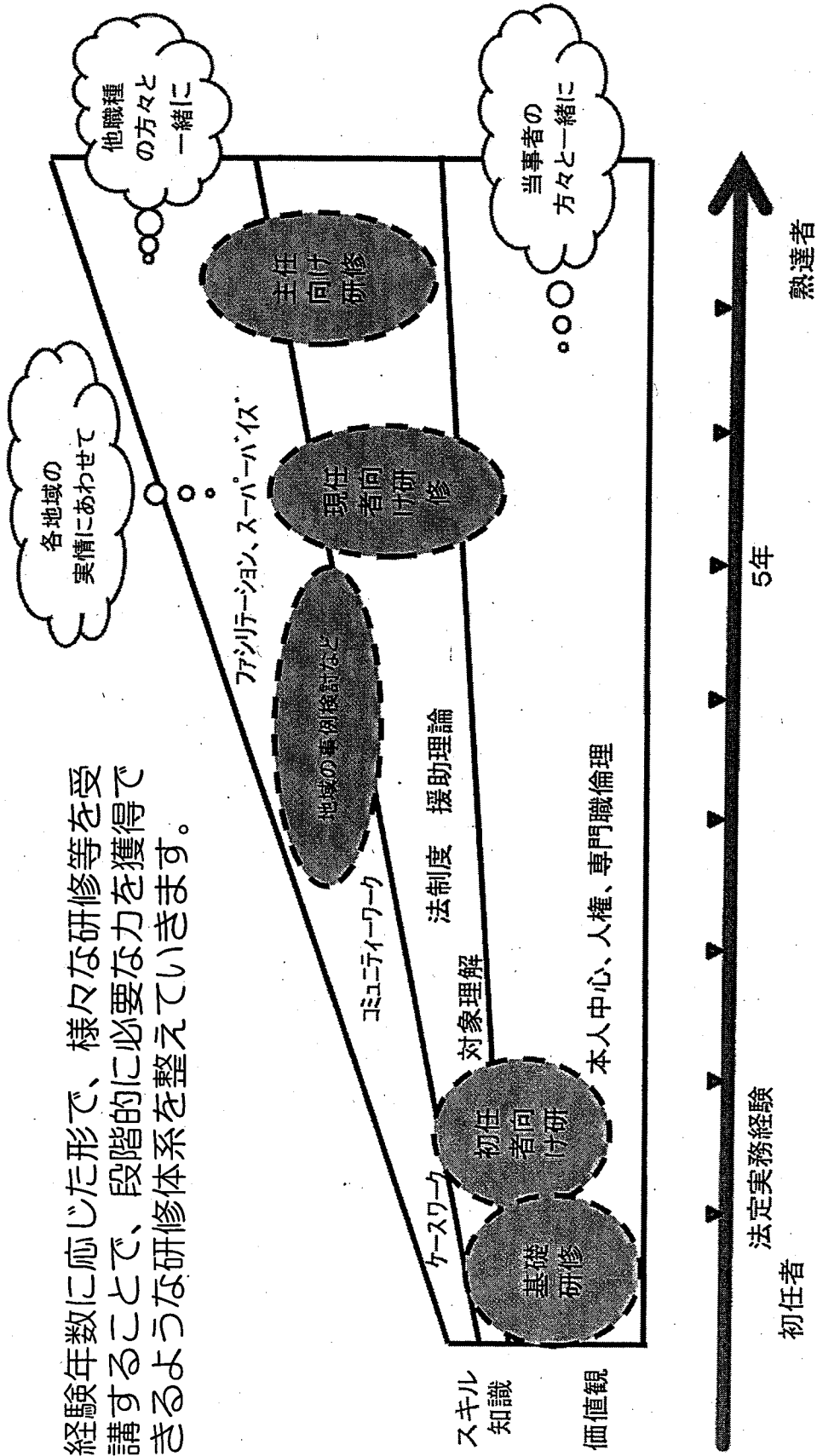
- 三重県では、求められる資質を高められるような人材育成システム（三研修体系）を、「みんなで」作りあげていきます。

(1) 経験年数に応じた段階的な人材育成システム

- 障がい福祉従事者に求められる資質を「段階的に」高められる人材育成システムを整えていきます。

求められる力を高めていくための人材育成システム

経験年数に応じた形で、様々な研修等を受講することで、段階的に必要な力を獲得できるような研修体系を整えていきます。

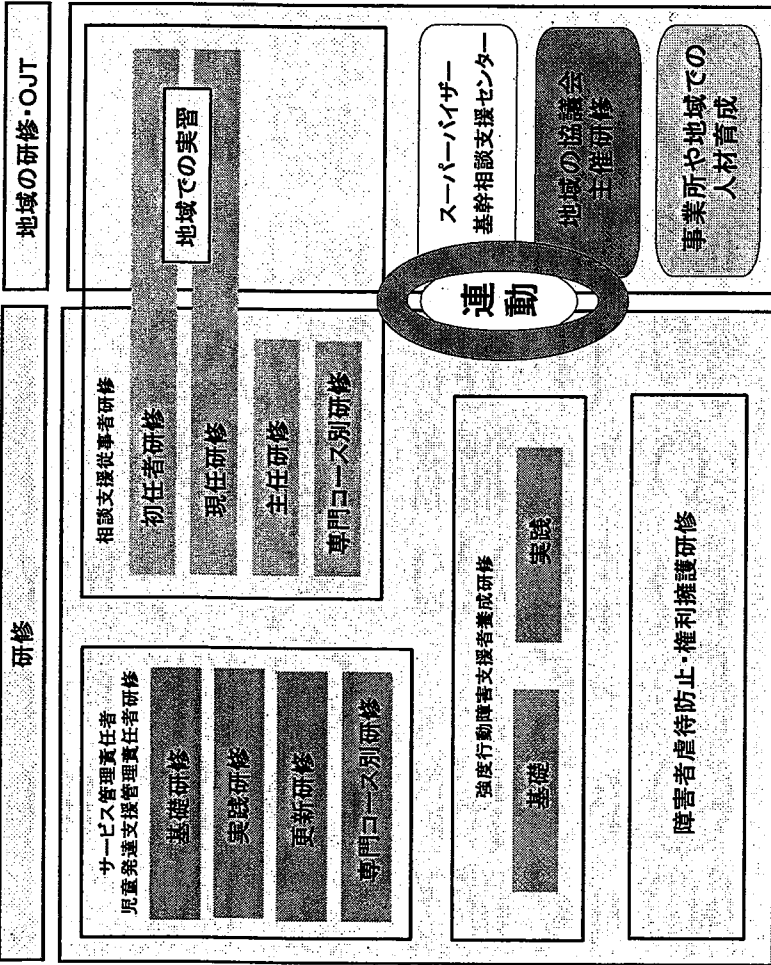


※ここでのいう法定の実務経験とは、相談支援専門員やサービス管理責任者研修になるために政省令で定められた年数のことを指します。目安として直接支援に従事した年数が5年以上の方が該当します。

(2) さまざまな研修機会の活用

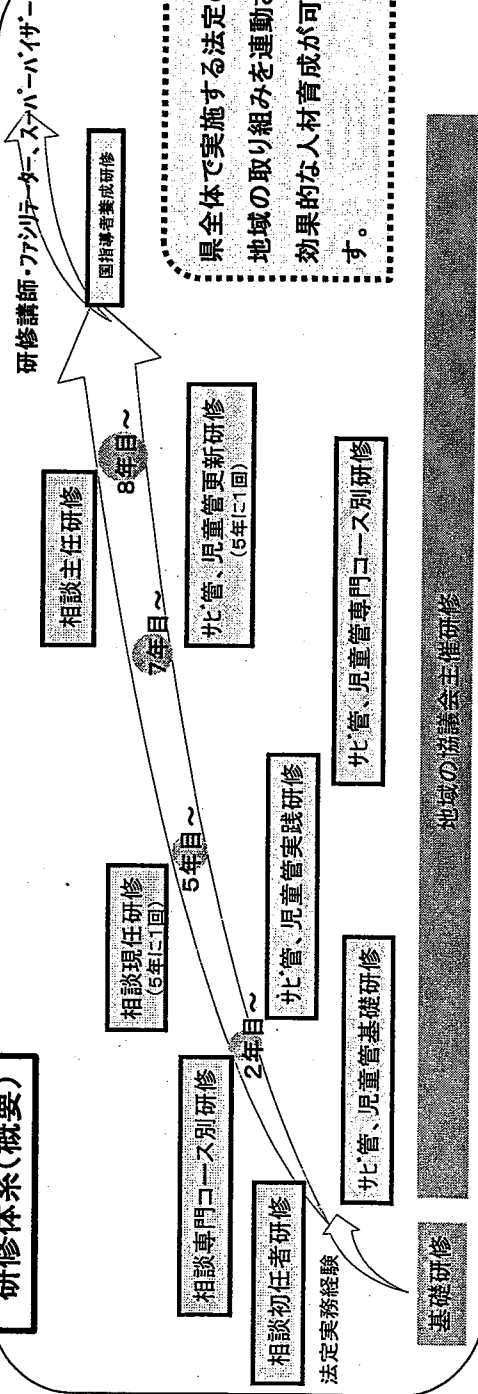
- ・県等が主催する法定の研修に加えて、任意研修や地域で企画運営される研修、事業所等でのOJT等を通して、資質向上を図ることができ、体制を整えていきます。

三重県の人材育成体制



県全体・地域の研修・OJTを組み合わせた
重層的な人材育成を含む相談支援の体制
構築を行う。

研修体系(概要)



県全体で実施する法定の研修と任意研修や
地域の取り組みを連動させることで、初めて
効果的な人材育成が可能になると考えられま
す。

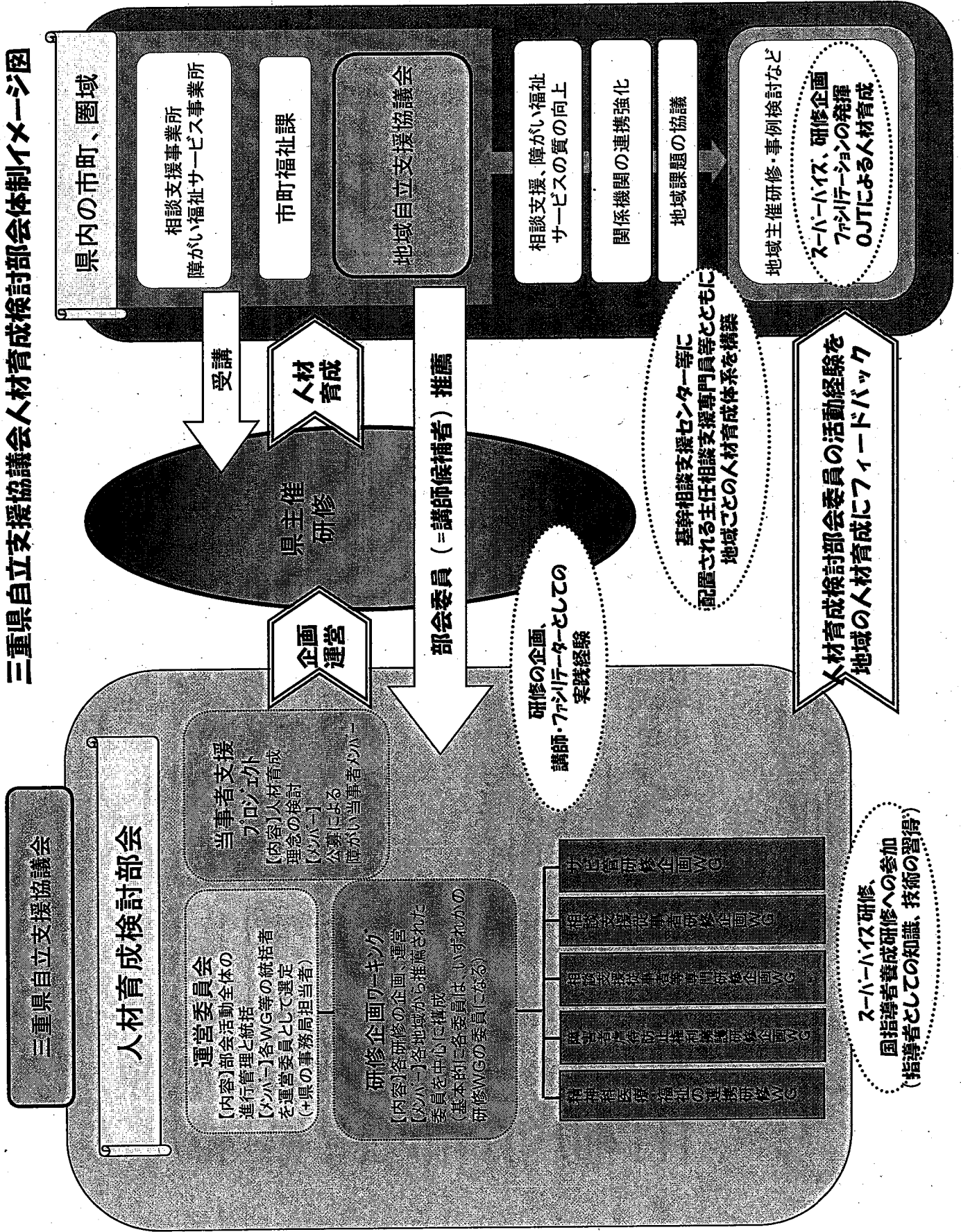
(3) 地域における人材育成の 充実

- 今後、経験年数を積み重ねた現任者の中から地域で人材育成を担える人材（三主任相談支援専門員等）を養成していきます。
- それらの人材が各地域の支援体制を充実、強化できるようにしていきます。

(4) 循環的な人材養成

- 三重県は、人材育成を「みんなで」考えるために、「人材育成検討部会」を官民協働で設置、運営していきます。
- 地域の協議会から推薦された人材が活動を通して人材育成に必要な資質を高めたくらえて、それを地域に還元できるようにしていきます。

三重県自立支援協議会人材育成検討部会体制イメージ図



4 人材育成ビジョンの目標設定 (令和3年度～令和5年度)

- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンは、みえ障がい者共生社会づくりプランと連動して、令和3年度から令和5年度の3年間のスパンで実施することとし、定期的に評価、検討を行います。
- ・あわせてビジョン自体の評価、検討も行い、適宜バージョンアップさせていただきます。

◎今後の人材育成（R3～R5）

○令和3年度～

- ・段階的な研修制度と地域でのOJTによって、経験年数に応じた資質の向上を図る。
- ・主任相談支援専門員研修により、相談支援の仕組みと人材育成を支える地域の中核的な人材を育成する。

○令和4～5年度

- ・主任相談支援専門員等を中心とした、地域の相談支援体制と人材育成体制の充実と強化を目指す。

研修・会議名	実施期間	終了日	終了者数
障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修	-	-	-

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

研修・会議名	日数	日程	終了者数
相談支援従事者初任者研修（講義・演習）	7日間	講義【A・Bコース共通】 令和3年6月22日～令和3年6月23日 演習【Aコース】 演習①②：令和3年7月1日～7月2日 演習③：令和3年8月5日 演習④⑤：令和3年8月31日～9月1日 演習【Bコース】 演習①②：令和3年7月8日～7月9日 演習③：令和3年8月5日 演習④⑤：令和3年9月7日～9月8日 ※講義と演習①～⑤合計7日間の受講が必要 (加えて、各市町での実習もあり)	合計87名 (A日程40名、B日程47名)

研修・会議名	日数	日程	終了者数
専門コース別研修（意思決定支援）	1日	令和4年2月22日	95名

研修・会議名	日数	日程	終了者数
相談支援従事者現任研修	4日間	【A日程】 講義：令和3年9月29日 演習①：令和3年10月14日 演習②：令和3年11月18日 演習③：令和3年12月22日 【B日程】 講義：令和3年9月30日 演習①：令和3年10月15日 演習②：令和3年11月19日 演習③：令和3年12月23日 ※講義と演習①～③合計4日間の受講が必要 (加えて、各市町での実習もあり)	95名 (A日程51名、B日程44名)

研修・会議名	日数	日程	終了者数
主任相談支援専門員養成研修（講義及び演習）	5日間	①：令和4年1月27日 ②：令和4年1月28日 3日目以降延期	-

3日目が対面開催を予定していたが、コロナにより延期となり、残りの日程全て延期

研修・会議名	日数	日程	終了者数
サービス管理責任者等研修（基礎研修）	4日間 (共通講義含む)	○講義（相談支援従事者初任者研修共通講義2日間） YouTube (配信期間11/8～11/22) ○基礎研修 講義 YouTube (配信期間：11/8～11/22) ○基礎研修 演習 ・ZOOM (11/25または12/1) ・YouTube (視聴期間：12/2～12/7)	サビ管225名 児発管171名 (うち、両研修修了証書発行者116名)

研修・会議名	日数	日程	終了者数
サービス管理責任者等研修（実践研修）	3日間	○講義 動画配信期間： 令和4年2月4日～2月13日 ○演習 Zoom： 2月16日または2月24日	合計：177名（実人数131名） (内訳：サビ管96名 児発管81名) ※両方の修了証書発行希望者含む（46名）

研修・会議名	日数	日程	終了者数
サービス管理責任者等研修（更新研修）	1日	○講義 動画配信期間： 令和3年9月3日～9月10日 ○演習 Zoom： 令和3年9月14日または9月15日	合計：283名（実人数：267名） (内訳：サビ管226名（14日：111名、15日：115名） 児発管57名（14日：30名、15日：27名）) ※両方の修了証書発行希望者含む (14：9名、15日：7名)

研修・会議名	日数	日程	終了者数
強度行動障害支援者養成研修	2日間	-	基礎研修268名 実践研修215名

指定事業者による実施のみ

研修・会議名	期間	日程	参加者人数
人材育成検討部会			
運営会議	AM	令和4年3月8日	4（運営委員）

研修・会議名	期間	日程	参加者人数
障がい当事者支援プロジェクト	-	-	-

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

研修・会議名	日数	日程	参加者人数
虐待防止・権利擁護研修（共通講義）第1部	-	共通講義 第1部：令和4年2月8日～14日 第2部：令和4年2月17日 (YouTube 及び Zoom によるオンライン研修)	第1部：424名 第2部：155名
虐待防止・権利擁護研修（市町コース）	1日	令和4年3月7日 (Zoom によるオンライン研修)	14名
虐待防止・権利擁護研修（事業所コース）	-	第1部：令和4年2月16日～22日 第2部：令和4年2月25日 (YouTube 及び Zoom によるオンライン研修)	158名

研修・会議名	実施期間	終了日	参加人数
障がい福祉サービス事業所職員等基礎研修	6月3日	6月3日	151名

Zoomによるオンライン開催

研修・会議名	日数	日程	修了者数
相談支援従事者初任者研修 (講義・演習)	7日間	○講義【共通】 令和4年6月25日～令和4年7月2日 (動画配信) ○演習 演習①②: 令和4年7月5日～7月6日/集合 演習③: 令和4年8月5日/Zoomによるオンライン 演習④⑤: 令和4年9月6日～9月7日/集合 ※講義と演習①～⑤合計7日間の受講が必要 (加えて、各市町での実習もあり)	104名
相談支援従事者初任者研修 (サービス管理責任者等コース: 共通講義のみ)	2日間	第1回 講義【共通】 令和4年6月25日～7月2日 (動画配信) 第2回 講義 令和4年9月10日～9月21日 (動画配信)	合計304名 【第1回】106名 (8/1) 【第2回】198名 (10/3)

研修・会議名	日数	日程	修了者数
専門コース別研修 (障害児支援)	2日間	令和5年3月6日、8日 (予定)	

Zoomによるオンライン研修

研修・会議名	日数	日程	修了者数
相談支援従事者現任研修	4日間	○講義【A・B日程】 令和4年9月15日～9月25日/動画配信 ○演習【A日程】 ①令和4年10月6日/集合 ②令和4年11月1日/集合 ③令和5年2月28日/集合 ○演習【B日程】 ①令和4年10月7日/集合 ②令和4年11月2日/集合 ③令和5年3月1日/集合 ※講義と演習①～③合計4日間の受講が必要 (加えて、各市町での実習もあり)	147名 (予定)
主任相談支援専門員研修	5日間	講義及び演習 ①令和4年7月13日 ②令和4年7月14日 ③令和4年8月17日 ④令和4年8月18日 ⑤令和4年8月19日	15名

研修・会議名	日数	日程	修了者数
サービス管理責任者等研修 (基礎研修)	2日間	○講義 動画配信期間: 令和4年10月12日～24日 ○演習 ・Zoomによるオンライン 令和4年11月10日または16日または17日 ・動画配信期間: 令和4年11月18日～11月25日	合計: 289名 (内訳: サビ管160名、 児発管129名)

研修・会議名	日数	日程	修了者数
サービス管理責任者等研修 (実践研修)	3日間	○講義 動画配信期間: 令和5年1月4日～16日 ○演習: Zoomによるオンライン 令和5年1月27日または31日または2月3日	合計: 180名 (予定)

研修・会議名	日数	日程	修了者数
サービス管理責任者等研修 (更新研修)	1日	○講義 動画配信期間: 令和4年8月1日～8月10日または 9月1日～9月10日 ○演習: Zoomによるオンライン 令和4年8月23日または29日または9月21日	合計: 302名 (実人数: 265名) (内訳: サビ管210名 (8月23日: 71名、 29日: 60名、9月21日: 77名、 補講10月20日: 2名) 児発管92名 (8月23日: 15名、29日: 36 名、9月21日: 40名、補講10月20日: 1名)) ※両方の修了証書発行者37名含む

研修・会議名	日数	日程	修了者数
強度行動障害支援者養成研修	2日間	-	基礎研修: 166名 実践研修: 129名

指定事業者による実施のみ

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
人材育成検討部会			
運営会議		令和5年3月17日 (予定)	

研修・会議名	期間	日付	参加者人数
障がい当事者支援プロジェクト		-	

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

研修・会議名	日数	日程	参加者人数
虐待防止・権利擁護研修 (共通講義)		共通講義 第1部: 令和5年1月23日～2月3日 第2部: 令和5年2月7日 (YouTube 及び Zoom によるオンライン 研修)	現在集計中
虐待防止・権利擁護研修 (市町コース)		令和5年2月17日 (Zoom によるオンライン研修)	現在集計中
虐待防止・権利擁護研修 (事業所コース)		第1部: 令和5年2月9日～20日 第2部: 令和5年2月24日 (YouTube 及び Zoom によるオンライン 研修)	現在集計中

